

内部監査の実施状況について
(平成25年3月31日現在)

茨城労働局

監査対象官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局総務課	平成25年3月14日に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・会計の組織及び機構に関する事項 ・支出負担行為及び支出に関する事項 ・現金出納に関する事項 ・契約に関する事項 ・物品管理に関する事項 ・その他の事項 	問題なし	
局内各課室	平成24年11月22日から平成24年12月27日にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> ・会計の組織に関する事項 ・支出負担行為及び支出に関する事項 ・現金出納に関する事項 	<p>概ね適正に事務処理がされていたが、「旅費関係」「超過勤務関係」に処理誤りが認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の作成もれや旅行命令簿の記載誤り等。 ・超過勤務実施予定何等への確認(押印)もれ等。 	<p>庶務主管課長(担当者)会議などの機会を通じて、法令遵守、知識の付与に努めるとともに、不適切な事務処理については、是正措置及び再発防止策などについて所属から報告を受け確認した。</p> <p>今後は、旅費、超過勤務にかかる関係法令、人事院規則等に基づき、適正な事務処理を行うこととする。</p>
水戸労働基準監督署他7署	平成24年10月9日から平成24年11月6日にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> ・会計の組織に関する事項 ・支出負担行為及び支出に関する事項 ・現金出納に関する事項 ・物品管理に関する事項 ・その他 	<p>概ね適正に事務処理がされていたが、「超過勤務関係」「現金出納関係」「物品管理関係」「給与諸手当認定関係」に処理誤りが認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超過勤務実施時間の記載誤り等。 ・小切手調整手順の誤り等。 ・物品管理簿等への登記もれ等。 ・諸手当の認定誤り等。 	<p>庶務主管課長(担当者)会議などの機会を通じて、法令遵守、知識の付与に努めるとともに、不適切な事務処理については、是正措置及び再発防止策などについて所属から報告を受け確認した。</p> <p>今後は、旅費、超過勤務にかかる関係法令、小切手振出等事務取扱規定、物品管理法、厚生労働省所管物品管理取扱規定等に基づき、適正な事務処理を行うこととする。</p>
水戸公共職業安定所他12所	平成24年10月11日から平成24年11月29日にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> ・会計の組織に関する事項 ・支出負担行為及び支出に関する事項 ・現金出納に関する事項 ・物品管理に関する事項 ・その他 	<p>概ね適正に事務処理がされていたが、「勤務時間管理関係」「現金出納関係」「物品管理関係」「給与諸手当認定関係」に処理誤りが認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「週休日の振替の通知」の未作成等。 ・小切手調整手順の誤り等。 ・物品管理簿等への未登記、不整合等。 ・諸手当の認定誤り、事後確認の未完了等。 	<p>庶務主管課長(担当者)会議などの機会を通じて、法令遵守、知識の付与に努めるとともに、不適切な事務処理については、是正措置及び再発防止策などについて所属から報告を受け確認した。</p> <p>今後は、勤務時間管理法、人事院規則、小切手振出等事務取扱規定、物品管理法、厚生労働省所管物品管理取扱規定等に基づき、適正な事務処理を行うこととする。</p>